我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）			
第五条の三十一第一項	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）	第三十三条第一項	復興特別所得税
防衛特別所得税に			
を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）			
復興特別所得税に			
として同法			
として特別措置法			
及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条の十三（予定納税）の規定により納付すべき防衛特別所得税（以下「予定納税に係る所得税等」	（以下「予定納税に係る所得税」	国税通則法施行令第五条第一号	
予定納税に係る所得税等で所得税法	予定納税に係る所得税で同法		
第三国団体配当等に対する所得税及び防衛特別所得税	第三国団体配当等に対する所得税	国税通則法施行令第五条第二号	
所得税及び防衛特別所得税（	所得税（	国税通則法施行令第五条第三号	
防衛特別所得税並びに源泉徴収による所得税及び防衛特別所得税	源泉徴収による所得税		
よる所得税及び防衛特別所得税	よる所得税	国税通則法施行令第五条第四号及び第五号	
予定納税に係る所得税等	予定納税に係る所得税	国税通則法施行令第十三条第二項第一号	
所得税法、特別措置法	所得税法	国税通則法施行令第二十三条第一項	
予定納税に係る所得税等（当該予定納税に係る所得税等	予定納税に係る所得税（当該予定納税に係る所得税	国税通則法施行令第二十四条第一項第一号	
（源泉徴収）及び特別措置法第五条の二十六第一項（源泉徴収義務等）	（源泉徴収）	国税通則法施行令第四十一条第二項第一号	
の徴収）（特別措置法第五条の二十六第九項において準用する場合を含む。）	の徴収）		

国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十号	国税徴収法第十五条第一項第三号	国税徴収法第七十六条第一項	国税徴収法第七十六条第一項第一号
（昭和四十年法律第三十三号）	所得税（	の規定	所得税に
強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）	所得税及び防衛特別所得税（	、特別措置法第五条の二十六第一項若しくは第二項（年末調整）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。第四項第一号において「復興財確法」という。）第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額に
	納付すべき所得税	ついては	
	納付すべき所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税	ついては、復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず	